

介護保険



Q & A

Q

介護保険には、加入しなくてもいいのですか？

40歳以上のすべての方が加入します。また加入は自動的に行われ、手続きは必要ありません。介護保険制度は、高齢者などの介護を社会全体で支え合うしくみです。介護保険サービスを利用する、しないにかかわらず、40歳以上のすべての方が加入することになります。

A

Q

サービスを利用していないのですが、納めた保険料は返してもらえますか？

医療保険と同様に、保険料をお返しいすることはありません。介護保険料は、介護保険サービスの費用をまかなう大切な財源です。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうかご理解ください。

A

Q

交通事故が原因で介護が必要となった場合、介護保険サービスは利用できますか？

65歳以上（第1号被保険者）の方は、介護が必要となった原因を問わず、要介護認定を受ければ介護保険サービスを利用できます。ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、松阪市へ届け出をお願いします。
40～64歳（第2号被保険者）の方は、特定疾病を原因として介護が必要となり、要介護認定を受けた方がのみが介護保険サービスを利用できます。

A

Q

認定の申請をしましたが、結果が出る前にサービスは利用できますか？

暫定プランによりサービスを利用できます。
ただし、認定結果によっては非該当になる場合や介護保険で利用できるサービスの支給限度額が変わる場合がありますので、ケアマネジャーとよく相談し、サービスを利用してください。

A

Q

現在入院中ですが、認定の申請をすることはできますか？

退院後に在宅で介護保険サービスを利用する場合、または、介護保険施設への入所を希望する場合は申請できます。要介護認定は、病状が安定していることが前提となりますので、安定してから申請してください。

A

Q

本人の状態が変化した場合、認定結果を変更してもらうことはできますか？

介護の必要な度合いが変わった場合などには、要介護度の区分変更申請ができます。

A

Q

施設に入所するにはどうすればいいのですか？

施設への入所を希望する場合は、施設に直接お申し込みください。
入所の順番は「介護の必要性の高い方を優先する」という考えに基づいて決められています。

A